

裁決書

審査請求人が令和３年４月５日付けで提起した処分庁による特定教育・保育施設利用調整結果に関する処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 令和２年９月８日、審査請求人は、処分庁に対し、和光市の障害児保育（以下「チャレンジド保育」という。）の入所希望として特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用申込み（以下「本件申込み」という。）を行った。
- 2 令和２年９月１１日、審査請求人は、処分庁に対し、医師の意見書の提出を行った。
- 3 令和２年９月１９日、審査請求人は、処分庁に対し、児童心身状況票、保育の実施に係る意見書（児童用）の提出を行った。
- 4 令和２年１０月１６日、審査請求人は、処分庁に対し、希望施設変更届を行った。
- 5 令和２年１０月２８日、審査請求人は、処分庁に対し、就労証明書の提出及び再度の希望施設変更届を行った。
- 6 令和２年１１月２７日、処分庁は、和光市障害児保育事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、保育所等の利用を希望する障害児に係る支援の体制の検討を行う会議（以下「障害児支援会議」という。）の報告を受けた。
- 7 令和３年１月１５日、処分庁は、和光市保育の必要性の認定に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、和光市子ども・子育て支援会議条例施行規則に規定する和光市子ども・子育て支援会議の支給認定審査部会（以下「支給認定審査部会」という。）に令和３年４月１次入所児童の審査及び判定を求めた。
- 8 令和３年１月２９日、処分庁は、審査請求人に対し、特定教育・保育施設利用調整結果に関する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 9 令和３年４月５日、審査請求人は、本件処分を不服とし、処分庁に対し、本件処分について入所施設の再調整を求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求書による主張

審査請求書による審査請求人の主張は、本件処分について、

ア チャレンジド保育の案内時において、加配等の理由により点数を満たしている場合でも希望園に入れない場合があるなどの注意点等の説明が不足していた。

イ 審査請求人の子にチャレンジド保育の加配が必要であるという根拠はなく、第1から第3希望までの入所施設の調整が不可能であった根拠がなんら存在しないにもかかわらず、手続上、第1希望園で調整できたのに調整しなかった。

ウ チャレンジド保育の案内書面には、事前に市の職員等に直接相談が必要である旨が記載されているが、チャレンジド保育の詳細の案内が不足しており、不遇な扱いを受けている。処分庁は、申請する際の説明責任を果たしていない。直接相談に応じる記載があるにもかかわらず、説明を行わずに申請をさせており、点数を満たしている場合でも、希望園に入れない場合があるという点も説明されていない。直接処分庁で相談、説明をされたい旨を事前に電話で説明、指示したにもかかわらず、重要事項説明をせずに、「言った、言わないになるので重要事項は案内に記載している」と言い訳をしている。

エ 申請時に説明が十分されなかった上に、透明性に欠ける会議により、保育園を決定された。処分庁は総合的に判断すると説明していたが、総合的ではなく「チャレンジド→加配必要→加配可能な園」と単に、何も考えずに決定している。他の子どもについては、実際に加配が必要な子であったとしてもほとんどチャレンジドではなく、普通に申込して希望園に入っている。

よって、保育園入所審査（入所の調整第1から第3希望の園に対して）の再調整を求めるというものである。

(2) 反論書による主張

反論書による審査請求人の主張は、

ア 弁明書3頁5(1)について、「当該児童の合理的配慮の決定内容及び入所施設の決定は適切である」の記載事実は、上位希望園より第4希望のA保育園が行う安全に配慮し、発達を促す関わりが行えると判断する具体的な根拠が示されていないため否認する。「どのような配慮があれば保育を提供することができるのか」について、専門的に話し合った具体的内容が示されておらず、他園においても安全に配慮し、発達を促す関わり方は可能と考える。

イ 弁明書3頁5(2)について、「職員2名により概ね1時間かけて書類の書き方、説明及び入所に関する相談を行っている」の記載事実は否認する。当日、説明を行ったのは1名であり、説明は乱雑で重要な部分の説明を怠っていた。また、

「バスで登園できるとの話があった」の記載事実についても発言していないため否認する。当日は、「電車とバスをのりついで」と説明はしたが、「バスで登園できる」との発言はしていない。

対面で説明を行った際、重要部分である「チャレンジド保育を利用した場合希望の園に入れない場合がある旨」の説明は一切なかった。このことは、担当した市の職員2名が令和3年4月に、申込時において「離婚調停の書類や、就労証明の書類が提出されていない状況であったため、チャレンジドとして加点されることで保育園により入りやすくするためであった」という旨の説明をしており、当日は十分な説明がされておらず、10月16日及び10月28日に希望施設変更届についての相談に行った際もあいまいな説明によって不安なまま申込を行った。

弁明書4頁に「地図を用いて施設の位置を確認しながら説明を行っている」の記載事実は、単に地図で場所を示すのみで、重要、十分な説明は行なっていないため否認する。

したがって、十分な説明が行なわれていると処分庁が主張することは間違っている。

市役所職員は、市民を不安に陥れたり、不利益になることはいけないという、職員の原則からかけ離れているため、違法である。

何度も相談に行っているにもかかわらず、十分な説明をしていると主張することがどれだけ市民の人権を考えていないかを理解しておらず、より精神的に追い込み、ノイローゼにさせている。

チャレンジド保育自体の存在の意味も不明である。

市内在住の子でチャレンジド保育を申し込む人数は少なく、加配が必要な児童であってもチャレンジド保育で申し込むことは少ないのが現状である。

というものである。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人の主張する、障害児支援会議による当該児童の合理的配慮の決定内容及び入所施設の決定が不適切ではないかということについて

処分庁の主張は、要綱に則り、障害児支援会議において医師からの意見書及び診断書を含めた申請書類等の資料や相談員の報告内容から、合理的配慮の内容について児童の発達・発育の部分において保育施設という集団保育を行う環境の下でどのような配慮があれば保育を提供することができるのかについて、各出席者の専門的知見を交え、合議により診査・判定を行いチャレンジド保育の決定をし

ている。

また、その決定に基づき、審査請求人の希望する施設の中から希望を踏まえ保育所と協議、調整を図り、支給認定審査部会の合議により診査、判定を行い、処分庁が入所決定をしている。

よって、障害児支援会議による当該児童の合理的配慮の決定内容及び入所施設の決定は適当であるというものである。

- (2) チャレンジド保育での申請に際して、十分な説明が行われていない。それを怠った点が妥当ではないことについて

処分庁の主張は、令和2年9月8日における本件申込みに関して、職員2名により概ね1時間かけて書類の書き方、説明及び入所に関する相談を行っている。その際の審査請求人からの希望としては、子どもの発達をしっかりと見てくれる保育所を希望し、家から距離がある施設でも、バスで登園できるとの話があった。また、申請するにあたりチャレンジド保育の案内についても、利用案内の記載内容を確認の上、申請書を提出するように案内を行っている。その他、10月16日及び10月28日に希望施設変更届の受付をした際にも、入所施設の変更先についての相談を受けたことから、地図を用いて施設の位置を確認しながら説明を行っている。

したがって、十分な説明が行われていないことが妥当ではないという主張は理由がないというものである。

- (3) その他

処分庁の主張は、本件審査請求については、審査請求人からの本件処分に対する不当な処分に対する根拠は何も示されておらず、審査請求人の主張からは、本件申込みににおける職員の対応に対する不満が多く見受けられる。本件処分については、前述のとおり条例及び要綱に基づき、外部の専門家で構成される障害児支援会議及び支給認定審査部会の合議の下、慎重に審査、判定を行っているというものである。

理由

本件処分の違法性又は不当性について

- 1 審査請求人は、チャレンジド保育の案内時において、加配等の理由により点数を満たしている場合でも希望園に入れない場合があるなどの注意点等の説明が不足していた旨主張する。

処分庁は、令和2年9月8日における本件申込みに関して、職員2名により概

ね1時間かけて書類の書き方、説明及び入所に関する相談を行っている。また、申請するにあたりチャレンジド保育の案内についても、利用案内の記載内容を確認の上、申請書を提出するように案内を行っている。その他、10月16日及び10月28日に希望施設変更届の受付をした際にも、入所施設の変更先についての相談を受けたことから、地図を用いて施設の位置を確認しながら説明を行っている。したがって、十分な説明が行われていないことが妥当ではない旨主張する。

チャレンジド保育の案内時において、加配等の理由により点数を満たしている場合でも希望園に入れない場合があるなどの注意点等の説明が不足していたという審査請求人の主張については、処分庁は注意点等を記載する入所案内を配布しており、申請にするにあたり記載内容を確認するように案内している。この方法は他の行政サービスでも用いられる一般的な周知方法であり、口頭による説明を受けた場合と比較して申請者に不利益を及ぼすとはいえない。また、審査請求人は、審査請求人は対応した職員が2名であったことについては一部否認しているものの、処分庁が主張する説明及び入所に関する相談が概ね1時間かけて実施されたこと。その他、10月16日及び10月28日に希望施設変更届の受付をした際にも、入所施設の変更先についての相談をしたことについては認めているため、審査請求人が処分庁から当該注意点等の説明を知る機会がなかったとはいえない。よって、審査請求人の主張には根拠がなく、理由がない。

- 2 審査請求人は、審査請求人の子にチャレンジド保育の加配が必要であるという根拠はなく、第1から第3希望までの入所施設の調整が不可能であった根拠がなんら存在しないにもかかわらず手続上、第1希望園で調整できたのに調整しなかった旨主張する。

処分庁は、チャレンジド保育としての入所希望に対する審査手続は、要綱に則り、障害児支援会議において医師からの意見書及び診断書を含めた申請書類等の資料や相談員の報告内容から、合理的配慮の内容について児童の発達・発育の部分において保育施設という集団保育を行う環境の下でどのような配慮があれば保育を提供することができるのかについて、各出席者の専門的知見を交え、合議により診査・判定を行いチャレンジド保育の決定をしている。よって、障害児支援会議による当該児童の合理的配慮の決定内容及び入所施設の決定は適当である旨主張する。

- (1) 審査請求人の子にチャレンジド保育の加配が必要であるという根拠がないという審査請求人の主張については、本件処分は、処分庁が審査請求人から提出された医師からの意見書等を用いた上で障害児支援会議を実施し、チャレンジド保育の対象児童と決定していることから、審査請求人の主張には根拠がないため、理由がない。

(2) 第1から第3希望までの入所施設の調整が不可能であった根拠がなんら存在しないにもかかわらず手続上、第1希望園で調整できたのに調整しなかったという審査請求人の主張については、処分庁が審査請求人の希望する施設の中から希望を踏まえ保育所と協議、調整を図り、支給認定審査部会の合議を実施していることから、審査請求人の主張には証拠がないため、理由がない。

3 審査請求人は、チャレンジド保育の案内書面には、事前に市の職員等に直接相談が必要である旨が記載されているが、チャレンジド保育の詳細の案内が不足しており、不遇な扱いを受けている。処分庁は、申請する際の説明責任を果たしていない。直接相談に応じる記載があるにもかかわらず、説明を行わずに申請をさせており、点数を満たしている場合でも、希望園に入れない場合があるという点も説明されていない。直接処分庁で相談、説明をされたい旨を事前に電話で説明、指示したにもかかわらず、重要事項説明をせずに、「言った、言わないになるので重要事項は案内に記載している」と言い訳をしている旨主張する。

処分庁は、令和2年9月8日における本件申込みに関して、職員2名により概ね1時間かけて書類の書き方、説明及び入所に関する相談を行っている。また、申請するにあたりチャレンジド保育の案内についても、利用案内の記載内容を確認の上、申請書を提出するように案内を行っている。その他、10月16日及び10月28日に希望施設変更届の受付をした際にも、入所施設の変更先についての相談を受けたことから、地図を用いて施設の位置を確認しながら説明を行っている。したがって、十分な説明が行われていないことが妥当ではない旨主張する。

(1) 『チャレンジド保育の案内書面には、事前に市の職員等に直接相談が必要である旨が記載されているが、チャレンジド保育の詳細の案内が不足しており、不遇な扱いを受けている。処分庁は、申請する際の説明責任を果たしていない。直接相談に応じる記載があるにもかかわらず、説明を行わずに申請をさせており、点数を満たしている場合でも、希望園に入れない場合があるという点も説明されていない。直接処分庁で相談、説明をされたい旨を事前に電話で説明、指示したにもかかわらず、重要事項説明をせずに、「言った、言わないになるので重要事項は案内に記載している」と言い訳をしている』という審査請求人の主張については、前文の理由1のとおり、処分庁は注意点等を記載する入所案内を配布しており、申請にするにあたり記載内容を確認するように案内している。この方法は他の行政サービスでも用いられる一般的な周知方法であり、口頭による説明を受けた場合と比較して申請者に不利益を及ぼすとはいえず、審査請求人が不遇な扱いを受けているとはいえない。

(2) 審査請求人は、対応した職員が2名であったことについては一部否認している

ものの、処分庁が主張する説明及び入所に関する相談が概ね1時間かけて実施されたこと。その他、10月16日及び10月28日に希望施設変更届の受付をした際にも、入所施設の変更先についての相談をしたことについては認めているため、審査請求人が処分庁から当該注意点等の説明を知る機会がなかったとはいえない。よって、審査請求人の主張には根拠がなく、理由がない。

- 4 審査請求人は、申請時に説明が十分されなかった上に、透明性に欠ける会議により、保育園を決定された。処分庁は総合的に判断すると説明していたが、総合的ではなく「チャレンジド→加配必要→加配可能な園」と単に、何も考えずに決定している。他の子どもについては、実際に加配が必要な子であったとしてもほとんどチャレンジドではなく、普通に申込して希望園に入っている旨主張している。

処分庁は、チャレンジド保育としての入所希望に対する審査手続は、要綱に則り、障害児支援会議において医師からの意見書及び診断書を含めた申請書類等の資料や相談員の報告内容から、合理的配慮の内容について児童の発達・発育の部分において保育施設という集団保育を行う環境の下でどのような配慮があれば保育を提供することができるのかについて、各出席者の専門的知見を交え、合議により診査・判定を行いチャレンジド保育の決定をしている旨主張している。

- (1) 申請時に説明が十分されなかったという審査請求人の主張については、前文のとおり根拠がなく、理由がない。
- (2) 透明性に欠ける会議により、保育園を決定された。処分庁は総合的に判断すると説明していたが、総合的ではなく「チャレンジド→加配必要→加配可能な園」と単に、何も考えずに決定しているという審査請求人の主張については、根拠がなく、理由がない。
- (3) 他の子どもについては、実際に加配が必要な子であったとしてもほとんどチャレンジドではなく、普通に申込して希望園に入っているという審査請求人の主張については、根拠がなく、理由がない。また、この主張は、本件処分の決定に直接関わりがない。
- 5 審査請求人は、弁明書3頁5(1)について、「当該児童の合理的配慮の決定内容及び入所施設の決定は適切である」の記載事實は、上位希望園より第4希望のA保育園が行う安全に配慮し、発達を促す関わりが行えると判断する具体的な根拠が示されていないため否認する。「どのような配慮があれば保育を提供することができるのか」について、専門的に話し合った具体的内容が示されておらず、他園においても安全に配慮し、発達を促す関わり方は可能と考える旨主張する。

処分庁は、チャレンジド保育としての入所希望に対する審査手続は、要綱に則り、障害児支援会議において医師からの意見書及び診断書を含めた申請書類等の資料や

相談員の報告内容から、合理的配慮の内容について児童の発達・発育の部分において保育施設という集団保育を行う環境の下でどのような配慮があれば保育を提供することができるのかについて、各出席者の専門的知見を交え、合議により診査・判定を行いチャレンジ保育の決定をしている旨主張している。

まず、弁明書3頁5(1)について、「当該児童の合理的配慮の決定内容及び入所施設の決定は適切である」の記載事実は、上位希望園より第4希望のA保育園が行う安全に配慮し、発達を促す関わりが行えると判断する具体的な根拠が示されていないという審査請求人の主張については、A保育園よりも他園のほうがより安全に配慮し、発達を促す関わりが行えると判断する具体的な根拠もまた、存在しない。また、処分庁は、審査請求人から提出された医師からの意見書等を用いた上で障害児支援会議の実施によりチャレンジ保育の対象児童を決定し、審査請求人の希望園と調整を行っていることから、審査請求人の主張には根拠がないため、理由がない。

- 6 審査請求人は、弁明書3頁5(2)について、「職員2名により概ね1時間かけて書類の書き方、説明及び入所に関する相談を行っている」の記載事実は否認する。当日、説明を行ったのは1名であり、説明は乱雑で重要な部分の説明を怠っていた。また、「バスで登園できるとの話があった」の記載事実についても発言していないため否認する。当日は、「電車とバスをのりついで」と説明はしたが、「バスで登園できる」との発言はしていない。対面で説明を行った際、重要部分である「チャレンジ保育を利用した場合希望の園に入れない場合がある旨」の説明は一切なかった。このことは、担当した市の職員2名が令和3年4月に、申込時において「離婚調停の書類や、就労証明の書類が提出されていない状況であったため、チャレンジとして加点されることで保育園により入りやすくするためであった」という旨の説明をしており、当日は十分な説明がされておらず、10月16日及び10月28日に希望施設変更届についての相談に行った際も曖昧な説明によって不安なまま申込を行った。弁明書4頁に「地図を用いて施設の位置を確認しながら説明を行っている」の記載事実は、単に地図で場所を示すのみで、重要、十分な説明は行っていないため否認する旨主張する。

- (1) 弁明書3頁5(2)について、「職員2名により概ね1時間かけて書類の書き方、説明及び入所に関する相談を行っている」の記載事実は否認する。当日、説明を行ったのは1名であり、説明は乱雑で重要な部分の説明を怠っていたという審査請求人の主張については、審査請求人は、審査請求人は対応した職員が2名であったことについては一部否認しているものの、処分庁が主張する説明及び入所に関する相談が概ね1時間かけて実施されたこと。その他、10月16

日及び10月28日に希望施設変更届の受付をした際にも、入所施設の変更先についての相談をしたことについては認めている。また、説明の仕方が乱雑であったかについては、本件処分の決定には直接関わりがなく、重要な部分の説明を怠っていたということについては、処分庁は注意点等を記載する入所案内を配布しており、申請にするにあたり記載内容を確認するように案内している。この方法は他の行政サービスでも用いられる一般的な周知方法であり、口頭による説明を受けた場合と比較して申請者に不利益を及ぼすとはいえない。よって、審査請求人の主張には根拠がなく、理由がない。

- (2) 「バスで登園できるとの話があった」の記載事実についても発言していないため否認する。当日は、「電車とバスをのりついで」と説明はしたが、「バスで登園できる」との発言はしていないという審査請求人の主張については、審査請求人及び処分庁のいずれもその証拠がない。
- (3) 対面で説明を行った際、重要部分である「チャレンジド保育を利用した場合希望の園に入れない場合がある旨」の説明は一切なかった。このことは、担当した市の職員2名が令和3年4月に、申込時において「離婚調停の書類や、就労証明の書類が提出されていない状況であったため、チャレンジドとして加点されることで保育園により入りやすくするためであった」という旨の説明をしており、当日は十分な説明がされておらず、10月16日及び10月28日に希望施設変更届についての相談に行った際も曖昧な説明によって不安なまま申込を行ったという審査請求人の主張については、前文のとおり、処分庁は注意点等を記載する入所案内を配布しており、申請にするにあたり記載内容を確認するように案内している。この方法は他の行政サービスでも用いられる一般的な周知方法であり、口頭による説明を受けた場合と比較して申請者に不利益を及ぼすとはいえない。また、審査請求人は、対応した職員が2名であったことについては一部否認しているものの、処分庁が主張する説明及び入所に関する相談が概ね1時間かけて実施されたこと。その他、10月16日及び10月28日に希望施設変更届の受付をした際にも、入所施設の変更先についての相談をしたことについては認めているため、審査請求人が処分庁から当該注意点等の説明を知る機会がなかったとはいえない。よって、審査請求人の主張に根拠はなく、理由がない。
- (4) 弁明書4頁に「地図を用いて施設の位置を確認しながら説明を行っている」の記載事実は、単に地図で場所を示すのみで、重要、十分な説明は行っていないため否認するという審査請求人の主張については、審査請求人は、地図を用いて施設の位置を確認していることは否認していないため、その点については

争わない。重要、十分な説明は行っていないかについては、どのような説明を示しているのかは不明だが、審査請求人の主張には根拠がないため、理由がない。

7 審査請求人は、市役所職員は、市民を不安に陥れたり、不利益になることはいけないという、職員の原則からかけ離れているため、違法である。何度も相談に行っているにもかかわらず、十分な説明をしていると主張することがどれだけ市民の人権を考えていないかを理解しておらず、より精神的に追い込み、ノイローゼにさせている。チャレンジド保育自体の存在の意味も不明である。市内在住の子でチャレンジド保育を申し込む人数は少なく、加配が必要な児童であってもチャレンジド保育で申し込むことは少ないのが現状である旨主張する。

(1) 市役所職員は、市民を不安に陥れたり、不利益になることはいけないという、職員の原則からかけ離れているため、違法であるという審査請求人の主張については、根拠となる法令は不明だが、職員である審査庁が市民サービスとして一般的に実施すべき範囲において説明を行っていたかについては、前文のとおり、審査請求人の主張には根拠がないため、理由がない。また、この主張は、本件処分の決定に直接関わりがない。

(2) 何度も相談に行っているにもかかわらず、十分な説明をしていると主張することがどれだけ市民の人権を考えていないかを理解しておらず、より精神的に追い込み、ノイローゼにさせているという審査請求人の主張については、審査請求人が何度も相談している事実については認めるが、その他については審査請求人の主張には根拠がないため、理由がない。また、この主張は、本件処分の決定に直接関わりがない。

(3) チャレンジド保育自体の存在の意味も不明であるという審査請求人の主張については、本件処分の決定に直接関わりがない。

(4) 市内在住の子でチャレンジド保育を申し込む人数は少なく、加配が必要な児童であってもチャレンジド保育で申し込むことは少ないのが現状であるという審査請求人の主張には証拠がないため、理由がない。また、この主張は、本件処分の決定に直接関わりがない。

以上を踏まえると、審査請求人が違法又は不当であると主張する根拠となる法令は不明だが、本件処分を違法又は不当と認めることはできない。更には、審査請求人の入所する施設は、本件申込みにおいて審査請求人の希望する施設の中から入所先が決定していることから、審査請求人の主張する「希望園に入れない場合」には該当していないものである。

結論

以上のとおり、本件審査請求には入所施設の再調整をすべき違法性又は不当性の理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年11月15日

審査庁 和光市長 柴崎 光子

教示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として（訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。）、提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。